

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年6月3日（令和4年（行情）諮問第339号）

答申日：令和5年2月22日（令和4年度（行情）答申第541号）

事件名：公募予備自衛官から即応予備自衛官への任用に係る教育訓練に関する  
訓練計画等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる113文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年2月18日付け防官文第2605号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

原処分における不開示理由として、処分庁は法5条1号及び3号に該当するとしているが、法令の解釈適用を誤った違法な処分であるから、これを取り消し、不開示とした部分を開示するとの裁決を求める。

##### （2）意見書

###### ア 諮問庁の理由説明書に対する所見

諮問庁の理由説明書において示した不開示とした理由（理由説明書付紙第2）は、原処分の行政文書開示決定通知書（令和4年2月18日付け防官文第2605号）の不開示とした部分とその理由（行政文書開示決定通知書別紙第2）と同一のものであって、審査請求人の不服に対して理由を弁明したものとはいえず、理由説明として失当である。

また、審査請求人の上記（1）の主張に対して、「本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条第1号及び第3号に該当することから当該部分を不

開示としたものであり、その他の部分については開示している。」と説明しているが、その理由は前述の通り原処分と同様の説明のみであって、理由がない。

仮に諮問庁が原処分を妥当と主張するのであれば、さらに詳細な理由説明が必要であることは論をまたず、審査会において諮問庁に対し補充説明などの指揮をとられたい。

#### イ 結語

よって、諮問庁の説明には理由がなく、原処分を取り消し、不開示部分を開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「予備自衛官招集訓練基準の施行について（通達）」（31.4.1 陸幕訓第78号）及び同通達を受けて実施される公募予備自衛官から即応予備自衛官への任用に係る教育訓練の実施に係る教育担任部隊における訓練計画・細目等の行政文書及びこれらの起案決裁文書等の行政文書一式の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙に掲げる113文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、令和2年4月2日付け防官文第5664号により、「予備自衛官招集訓練基準の試行について（通達）（陸幕訓第78号。31.4.1）」のかがみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、本件対象文書について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 法5条の該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2（1）のとおり、原処分の取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が、法5条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年6月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月16日 審議
- ④ 同年7月8日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和5年1月26日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月16日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書である。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 個人に関する情報

##### ア 自衛隊員の写真の顔部分

(ア) 別表の番号13, 22, 33, 42, 47, 90, 115及び123欄に掲げる不開示部分のうち、自衛官の写真の顔部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号本文前段に規定する情報に該当する。

(イ) そこで、自衛官の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級のものを指す。）の顔写真については、報道の用に供するため報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、当該部分の自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者で、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明であった。

(ウ) 上記（イ）の諮問庁の説明は否定し難く、いずれも法5条1号ただし書イの規定により慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない上、写真の顔部分は、いずれも個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

(エ) よって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

##### イ 上記ア以外の写真の顔部分について

(ア) 別表の番号13, 22, 33, 42, 47, 90, 115及び1

23欄に掲げる不開示部分のうち、上記ア以外の写真の顔部分の一部は、自衛官以外の者の写真の顔部分であると認められるところ、当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとも認められない。

(イ) よって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 自衛隊員の個人情報

別表の番号31, 50, 52, 57, 60, 63, 66, 70, 75及び126欄に掲げる不開示部分のうち、下記(4)に掲げる部分を除く部分には、隊員個人の連絡先、経歴及び出身地名が記載されている。

当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また、当該職員に関する上記の詳細な経歴等の情報は、当該職員の具体的な職務遂行の内容に直接結び付く情報とはいえないことから、法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

さらに、原処分において特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、法6条2項の適用の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 自衛隊の教育訓練に関する情報

別表の番号1, 3, 6, 9, 11, 12, 14, 16ないし20, 23ないし25, 27ないし30, 34, 35, 37ないし41, 43ないし46, 48, 49, 51, 53, 54, 56, 59, 62, 65, 67, 73, 76, 78ないし89, 91, 92, 95, 96, 99ないし114, 116ないし120, 122及び125欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の教育訓練に関する情報が記載されている。

当該部分のうち、別表の番号100ないし104欄に掲げる不開示部分(別表の5欄に掲げる部分)を除く部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び訓練練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法

5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表の番号100ないし104に掲げる不開示部分（別表の5欄に掲げる部分）については、原処分において既に開示されている部分から容易に推測できる内容が記載されていることから、当該不開示部分を公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとは認められないことから、当該部分は、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(3) 自衛隊の施設、組織編成及び通信システムに関する情報

別表の番号2, 5, 8, 15, 21, 26, 32, 36, 55, 58, 61, 64, 68, 69, 71, 72, 74, 77, 94, 97, 98, 121及び124欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の施設、組織編成及び通信システムの構成に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の施設の防御能力及び態勢等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 陸上自衛隊の内線番号に関する情報

別表の番号4, 7, 10, 50, 52, 57, 60, 63, 66, 70, 75及び93欄に掲げる不開示部分のうち、上記(1)イを除く部分には、陸上自衛隊の緊急時の連絡先及び非公表の内線番号が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、有事等の際に攻撃、妨害等の目標となるなど、我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好

別紙（本件対象文書）

- 文書1 予備自衛官招集訓練基準の試行について（通達）（陸幕訓第78号。31.4.1）（かがみを除く。）
- 文書2 令和元年度における公募予備自衛官招集訓練出頭者の受入れ実施に関する北部方面混成団一般命令（北混団般命第15号。令和元年11月20日）
- 文書3 令和元年度予備自衛官招集訓練（特技取得教育訓練）の実施について（通達）（北混団第888号。令和元年11月15日）
- 文書4 令和元年度第20回即応予備自衛官招集訓練実施に関する第52普通科連隊一般命令（52普連般命第30号。令和元年11月19日）
- 文書5 令和元年度第21回即応予備自衛官招集訓練実施に関する第52普通科連隊一般命令（52普連般命第31号。令和元年11月19日）
- 文書6 令和元年度第22回即応予備自衛官招集訓練実施に関する第52普通科連隊一般命令（52普連般命第35号。令和元年12月12日）
- 文書7 令和元年度予備自衛官招集訓練（特技取得教育訓練）の実施について（通達）（52普連第559号。令和元年11月19日）
- 文書8 令和元年度第20回即応予備自衛官招集訓練実施に関する第52普通科連隊第1普通科中隊一般命令（52普連1中般命第20号。令和元年11月20日）
- 文書9 令和元年度第21回即応予備自衛官招集訓練実施に関する第52普通科連隊第1普通科中隊一般命令（52普連1中般命第21号。令和元年11月20日）
- 文書10 令和元年度第22回即応予備自衛官招集訓練実施に関する第52普通科連隊第1普通科中隊一般命令（52普連1中般命第24号。令和元年12月16日）
- 文書11 12.7mm重機関銃射撃予習実施計画 第52普通科連隊第1普通科中隊
- 文書12 火器（12.7mm銃機関銃分解及び結合）訓練実施計画 第52普通科連隊第1普通科中隊
- 文書13 体力検定実施計画 第52普通科連隊第1普通科中隊
- 文書14 対特殊武器戦訓練実施計画 第52普通科連隊第1普通科中隊
- 文書15 野外衛生訓練実施計画 第52普通科連隊第1普通科中隊
- 文書16 訓練実施予定・成果（救急法）（令和元年12月14日）
- 文書17 訓練実施予定・成果（小火器射撃）（令和2年1月10日）1
- 文書18 訓練実施予定・成果（小火器射撃）（令和2年1月10日）2
- 文書19 訓練実施予定・成果（体育訓練）（令和元年12月15日）
- 文書20 訓練実施予定・成果（対特殊武器戦）（令和元年12月14日）
- 文書21 訓練実施予定・成果（地図の見方）（令和元年12月12日）

- 文書22 訓練実施予定・成果（普通科一般）（令和元年12月15日）1
- 文書23 訓練実施予定・成果（普通科一般）（令和元年12月15日）2
- 文書24 訓練実施予定・成果（操法）（令和2年1月11日）
- 文書25 訓練実施予定・成果（操法）（令和2年1月10日～12日）
- 文書26 訓練実施予定・成果（野外衛生）（令和元年12月15日）
- 文書27 訓練実施予定・成果（野外勤務）（令和元年12月12日）
- 文書28 令和元年度一般公募予備自衛官（志願者）招集訓練実施に関する  
第38普通科連隊一般命令（38普連般命第13号。令和元年9月6  
日）
- 文書29 公募予備自衛官 普通科一般（2019年10月3日）31普連  
2中
- 文書30 公募予備自衛官 基本教練（2019年10月3日）31普連2  
中
- 文書31 第1回公募予備自訓練 89式小銃分解・結合（令和元年10月  
4日）31普連2中
- 文書32 一般公募予備自衛官招集訓練 GICSS（令和元年10月4日）  
31普連2中
- 文書33 一般公募予備自衛官招集訓練 機関銃MINIMI 分解・結合  
（令和元年10月5日）31普連2中
- 文書34 一般公募予備自衛官招集訓練 5.56mm機関銃MINIMI  
射撃予習（令和元年10月5日）31普連2中
- 文書35 公募予備自訓練 5.56mm機関銃 射撃と運動（2019年  
10月6日）31普連2中
- 文書36 公募予備自訓練 体育訓練（2019年10月6日）31普連2  
中
- 文書37 精神教育 令和元年度一般公募予備自及びA訓練 第2中隊
- 文書38 戦闘訓練指導要点 31普連2中
- 文書39 第2回一般公募予備自衛官（即自）志願者特技取得教育訓練 戦  
闘訓練（\*\*\*）（令和元年11月13日）31普連2中
- 文書40 一般公募予備自衛官（即自）志願者 89式5.56mm小銃射  
撃予習（令和元年11月14日）31普連2中
- 文書41 公募予備自衛官 基本教練（2019年11月15日）31普連  
2中
- 文書42 第2回公募予備自訓練 武器訓練（LAM）（令和元年11月1  
6日）31普連2中
- 文書43 第2回一般公募予備自衛官（即自）志願者特技取得教育訓練 戦  
闘訓練（LAM手の各個動作）（令和元年11月16日）31普連2  
中

- 文書44 第2回公募予備自訓練 89小銃・機関銃分解結合（令和元年1月16日）31連2中
- 文書45 第2回公募予備自訓練 格闘（令和元年11月17日）31普連2中
- 文書46 第3回公募予備自訓練 格闘（令和元年12月18日）31普連2中
- 文書47 第3回一般公募予備自衛官（即自）志願者訓練 野戦築城（陣地構築）（令和元年12月20日）31普連2中
- 文書48 第3回公募招集訓練 障害構成（令和元年12月21日）31普連2中
- 文書49 第3回公募予備自訓練 野外衛生 救急法（令和元年12月22日）31普連2中
- 文書50 公募予備自衛官 分解・結合（2020年1月23・27日）31普連2中
- 文書51 一般公募予備自衛官（即自）志願者 招集訓練実施計画 徒步行進（基礎）（令和2年1月24日）31普連2中
- 文書52 一般公募予備自衛官（即自）志願者 招集訓練実施計画 歩哨・外哨 31普連2中
- 文書53 第4回公募招集訓練 機関銃射撃訓練（空包射撃）（令和2年1月25日）31普連2中
- 文書54 第4回公募招集訓練 小銃射撃訓練（空砲射撃）（令和2年1月26日）31普連2中
- 文書55 弾薬教育 31普連2中隊
- 文書56 令和元年度一般公募予備自衛官（志願者）招集訓練実施（大綱）について（仰指）（令和元年9月4日）本部管理中隊
- 文書57 令和元年度一般公募予備自衛官（志願者）招集訓練実施に関する第48普通科連隊一般命令（48普連般命第71号。令和元年10月30日）
- 文書58 令和元年度第1次一般公募予備自衛官（志願者）招集訓練実施に関する第48普通科連隊本部管理中隊一般命令（48普連本管中般命第17号。令和元年10月30日）
- 文書59 令和元年度第2次一般公募予備自衛官（志願者）招集訓練実施に関する第48普通科連隊本部管理中隊一般命令（48普連本管中般命第18号。令和元年11月6日）
- 文書60 令和元年度第3次一般公募予備自衛官（志願者）招集訓練実施に関する第48普通科連隊本部管理中隊一般命令（48普連本管中般命第19号。令和元年11月13日）
- 文書61 令和元年度第4次一般公募予備自衛官（志願者）招集訓練実施に

- 関する第48普通科連隊本部管理中隊一般命令（48普連本管中般命第23号。令和元年11月27日）
- 文書62 令和元年度第5次一般公募予備自衛官（志願者）招集訓練実施に関する第48普通科連隊本部管理中隊一般命令（48普連本管中般命第25号。令和元年12月9日）
- 文書63 令和元年度第6次一般公募予備自衛官（志願者）招集訓練実施に関する第48普通科連隊本部管理中隊一般命令（48普連本管中般命第2号。令和2年1月15日）
- 文書64 令和元年度第7次一般公募予備自衛官（志願者）招集訓練実施に関する第48普通科連隊本部管理中隊一般命令（48普連本管中般命第3号。令和2年1月18日）
- 文書65 令和元年度第8次一般公募予備自衛官（志願者）招集訓練実施に関する第48普通科連隊本部管理中隊一般命令（48普連本管中般命第5号。令和2年2月3日）
- 文書66 令和元年度第9次一般公募予備自衛官（志願者）招集訓練実施に関する第48普通科連隊本部管理中隊一般命令（48普連本管中般命第号。令和年月日）
- 文書67 一般公募予備自衛官 89式5.56mm小銃基本射撃訓練実施計画（令和2年1月16日 令和2年1月18日）本部管理中隊
- 文書68 5.56mm機関銃MINIMI射撃訓練実施計画（令和2年1月17日 令和2年1月19日）第48普通科連隊本部管理中隊
- 文書69 令和元年度一般公募予備自衛官招集訓練実施に関する第47普通科連隊一般命令（47普連般命第60号。令和元年10月3日）
- 文書70 令和元年度一般公募予備自衛官（志願者）招集訓練実施に関する第49普通科連隊一般命令（49普連般命第52号。令和元年10月1日）
- 文書71 令和元年度第3四半期及び第4四半期一般公募予備自衛官（志願者）招集訓練実施に関する第19普通科連隊一般命令（19普連般命第58号。令和元年11月11日）
- 文書72 訓練実施計画 武器訓練 第1中隊 1
- 文書73 訓練実施計画 武器訓練 第1中隊 2
- 文書74 訓練実施計画 基本教練 第1中隊 1
- 文書75 訓練実施計画 小銃射撃 第1中隊 1
- 文書76 教授計画 徳操の涵養（元年11月16日）
- 文書77 普通科の使命・特性及び編成表 第19普通科連隊第1中隊
- 文書78 訓練実施計画 武器訓練 第1中隊 3
- 文書79 訓練実施計画 武器訓練 第1中隊 4
- 文書80 訓練実施計画 基本教練 第1中隊 2

- 文書 8 1 教授計画 使命の自覚 第 1 中隊
- 文書 8 2 訓練実施計画 小銃射撃 第 1 中隊 2
- 文書 8 3 教授計画 使命の自覚 (2 年 1 月 1 2 日)
- 文書 8 4 訓練実施計画 体育 第 1 中隊 1
- 文書 8 5 射撃訓練実施計画 第 1 9 普通科連隊第 1 中隊
- 文書 8 6 訓練実施計画 武器訓練 第 1 中隊 5
- 文書 8 7 訓練実施計画 体育 第 1 中隊 2
- 文書 8 8 訓練実施計画 情報小隊 第 1 中隊
- 文書 8 9 令和元年度第 1 4 次即応予備自衛官招集訓練及び出頭者受け入れ実施に関する第 2 4 普通科連隊第 2 中隊一般命令 (2 4 普連 2 中般命第 2 号。令和 2 年 1 月 2 0 日)
- 文書 9 0 令和元年度第 1 次一般公募予備自衛官 (志願者) 招集訓練実施に関する第 1 9 普通科連隊重迫撃砲中隊一般命令 (1 9 普連迫中般命第 1 4 号。令和元年 1 1 月 1 1 日)
- 文書 9 1 令和元年度第 2 次一般公募予備自衛官 (志願者) 招集訓練実施に関する第 1 9 普通科連隊重迫撃砲中隊一般命令 (1 9 普連迫中般命第 1 5 号。令和元年 1 1 月 2 0 日)
- 文書 9 2 令和元年度第 3 次一般公募予備自衛官 (志願者) 招集訓練実施に関する第 1 9 普通科連隊重迫撃砲中隊一般命令 (1 9 普連迫中般命第 2 号。令和 2 年 1 月 9 日)
- 文書 9 3 令和元年度第 4 次一般公募予備自衛官 (志願者) 招集訓練実施に関する第 1 9 普通科連隊重迫撃砲中隊一般命令 (1 9 普連迫中般命第 3 号。令和 2 年 1 月 1 5 日)
- 文書 9 4 令和元年度第 5 次一般公募予備自衛官 (志願者) 招集訓練実施に関する第 1 9 普通科連隊重迫撃砲中隊一般命令 (1 9 普連迫中般命第 5 号。令和 2 年 1 月 2 2 日)
- 文書 9 5 令和元年度第 6 次一般公募予備自衛官 (志願者) 招集訓練実施に関する第 1 9 普通科連隊重迫撃砲中隊一般命令 (1 9 普連迫中般命第 6 号。令和 2 年 2 月 3 日)
- 文書 9 6 訓練実施計画 武器訓練 第 1 9 普通科連隊重迫撃砲中隊
- 文書 9 7 訓練実施計画 火器 第 1 9 普通科連隊重迫撃砲中隊
- 文書 9 8 教授計画 徳操の涵養 重迫撃砲中隊
- 文書 9 9 教授計画 使命の自覚 第 1 9 普通科連隊重迫撃砲中隊 1
- 文書 1 0 0 教授計画 小銃射撃 第 1 9 普通科連隊重迫撃砲中隊
- 文書 1 0 1 訓練実施計画 体育 重迫撃砲中隊
- 文書 1 0 2 普通科の使命・特性及び編成表 第 1 9 普通科連隊重迫撃砲中隊
- 文書 1 0 3 訓練実施計画 基本教練 第 1 9 普通科連隊重迫撃砲中隊

- 文書104 訓練実施計画 地図判読 第19普通科連隊重迫撃砲中隊
- 文書105 教授計画 使命の自覚 第19普通科連隊重迫撃砲中隊 2
- 文書106 訓練実施計画 射撃指揮一般 第19普通科連隊重迫撃砲中隊
- 文書107 訓練実施計画 武器訓練 重迫撃砲中隊
- 文書108 訓練実施計画 操砲 重迫撃砲中隊
- 文書109 訓練実施計画 地図の味方 第19普通科連隊重迫撃砲中隊
- 文書110 令和元年度即応一般公募予備自衛官招集訓練実施に関する第24普通科連隊第3中隊一般命令（24普連3中般命第32号。令和元年11月23日）
- 文書111 訓練実施計画 普通科一般 第2中隊
- 文書112 訓練実施計画 戦闘訓練（射撃と運動） 第2中隊
- 文書113 令和元年度予備自衛官招集訓練実施に関する第24普通科連隊一般命令（24普連般命第72号。令和元年11月19日）

別表

1 文書番号	2 番号	3 不開示とした部分	4 不開示とした理由	5 開示すべき部分
文書 1	1	3 ページないし 1 2 ページ, 1 4 ページ, 2 2 ページ及び 2 3 ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。	なし
文書 8	2	1 枚目の一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。	なし
	3	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛	なし

			隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
	4	14枚目及び15枚目のそれぞれ一部	自衛隊の指揮系統、通信システム等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、自衛隊の緊急時の連絡先であり、これを公にすることにより、有事等の際に攻撃、妨害等の目標となるなど、我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書9	5	1枚目の一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及	なし

			<p>ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>	
	6	4枚目及び5枚目のそれぞれ一部	<p>自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>	なし
	7	14枚目及び15枚目のそれぞれ一部	<p>自衛隊の指揮系統、通信システム等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、自衛隊の緊急時の連絡先であり、これを公にすることにより、有事等の際に攻撃、妨害等の目標と</p>	なし

			なるなど，我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書10	8	1枚目の一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	9	4枚目及び5枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	10	13枚目及び14枚目のそれぞれ一部	自衛隊の指揮系統，通信システム等に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の指揮	なし

			<p>統制要領，手法及び内容が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに，自衛隊の緊急時の連絡先であり，これを公にすることにより，有事等の際に攻撃，妨害等の目標となるなど，我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。</p>	
文書11	11	2ページないし8ページのそれぞれ一部	<p>自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。</p>	なし
文書12	12	2ページないし13ページのそれぞれ一部	<p>自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛</p>	なし

			隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書13	13	5ページ、6ページ、8ページないし13ページ、16ページ、27ページないし29ページ及び34ページのそれぞれ写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。	なし
	14	12ページ及び19ページのそれぞれ一部（12ページの写真の顔部分を除く。）	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	15	17ページの一部	自衛隊の施設の構造・配置等に関する	なし

			情報であり，これを公にすることにより，当該施設の防御能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書14	16	2ページ，3ページ及び5ページないし12ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書15	17	2ページないし9ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，	なし

			法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書16ないし文書27	18	1枚目の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書28	19	5ページないし7ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書29	20	2枚目及び10枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛	なし

			隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
	2 1	1 2 枚目, 1 3 枚目, 1 6 枚目, 1 8 枚目, 1 9 枚目及 び2 1 枚目 ないし2 3 枚目のそれ ぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察されるとともに、自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	2 2	2 6 枚目の 一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるこ	なし

			とから、法5条1号に該当するため不開示とした。	
文書30	23	1ページ及び2ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書31	24	2ページの一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書32	25	2ページ、4ページ及び6ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛	なし

			隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
	26	3ページの 一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書33	27	2ページの 一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書34	28	2枚目及び 4枚目のそ	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、	なし

		れぞれ一部	これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書35	29	2枚目の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書36	30	2枚目の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，	なし

			法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書37	31	5枚目, 8枚目, 9枚目, 12枚目及び13枚目のそれぞれ一部並びに10枚目及び11枚目のそれぞれ全て	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 特定の個人が識別され, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。	なし
文書38	32	2枚目, 6枚目ないし8枚目, 11枚目, 17枚目, 21枚目, 23枚目, 25枚目, 30枚目, 32枚目及び39枚目ないし41枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	33	4枚目, 12枚目ないし15枚目, 18枚目, 27枚目及び35枚目ないし	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 特定の個人が識別され, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にす	なし

		37枚目のそれぞれ一部	ることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。	
	34	24枚目及び42枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察されるとともに，自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	35	31枚目及び38枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当す	なし

			るため不開示とした。	
文書39	36	件名並びに1枚目, 2枚目, 4枚目, 6枚目ないし9枚目及び14枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢が推察されるとともに, 自衛隊の教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	37	11枚目ないし13枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書40	38	2枚目及び4枚目のそ	自衛隊の教育訓練に関する情報であり,	なし

		れぞれ一部	これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書41ないし文書46	39	2ページの 一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書47	40	2枚目及び 4枚目のそ れぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，	なし

			法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書48	41	2枚目, 27枚目ないし29枚目及び32枚目ないし35のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	42	9枚目, 40枚目ないし43枚目, 45枚目ないし49枚目及び52枚目ないし58枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 特定の個人が識別され, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。	なし
文書49	43	2ページの 一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な	なし

			遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書50	44	1ページ及び2ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書51	45	2枚目、5枚目、6枚目、11枚目ないし17枚目、19枚目ないし22枚目、27枚目、31枚目ないし33枚目及び35枚目ないし38枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	46	18枚目の	自衛隊の教育訓練に	なし

		ページ番号を除く全て	関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
	47	26枚目及び40枚目ないし45枚目のそれぞれ写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。	なし
文書52	48	2ページ、7ページないし17ページ、19ページ及び20ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、	なし

			法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書53	49	2枚目の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	50	7枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の緊急時の連絡先であり、これを公にすることにより、有事等の際に攻撃、妨害等の目標となるなど、我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するた	なし

			め不開示とした。	
文書54	51	2ページの 一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	52	7ページの 一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の緊急時の連絡先であり、これを公にすることにより、有事等の際に攻撃、妨害等の目標となるなど、我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。	なし
文書56	53	6ページ及	自衛隊の教育訓練に	なし

		び7ページのそれぞれ一部	関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書57	54	3ページ及び6ページないし12ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書58ないし文書61	55	1ページの一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることか	なし

			ら、法5条3号に該当するため不開示とした。	
	56	5ページの 一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	57	12ページの 一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の緊急時の連絡先であり、これを公にすることにより、有事等の際に攻撃、妨害等の目標となるなど、我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するた	なし

			め不開示とした。	
文書62	58	1枚目, 2枚目, 6枚目及び7枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	59	5枚目の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	60	12枚目の一部	個人に関する情報であり, これを公にすることにより, 特定の個人が識別され, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害	なし

			<p>するおそれがあるとともに、自衛隊の緊急時の連絡先であり、これを公にすることにより、有事等の際に攻撃、妨害等の目標となるなど、我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。</p>	
文書63及び文書64	61	1ページ、3ページ、6ページ及び7ページのそれぞれ一部	<p>自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>	なし
	62	5ページの一部	<p>自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当す</p>	なし

			るため不開示とした。	
	6 3	1 2 ページの一部	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，特定の個人が識別され，又は特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，自衛隊の緊急時の連絡先であり，これを公にすることにより，有事等の際に攻撃，妨害等の目標となるなど，我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。	なし
文書 6 5 及び文書 6 6	6 4	1 ページの一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。	なし
	6 5	5 ページの	自衛隊の教育訓練に	なし

		一部	関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
	66	12ページの一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の緊急時の連絡先であり、これを公にすることにより、有事等の際に攻撃、妨害等の目標となるなど、我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。	なし
文書67	67	2枚目ないし4枚目、8枚目、1	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすること	なし

		2 枚目, 1 3 枚目, 1 8 枚目及び 1 9 枚目の それぞれ一 部	により, 自衛隊の運 用要領, 能力及び練 度が推察され, 自衛 隊の任務の効果的な 遂行に支障を及ぼ し, ひいては我が国 の安全を害するおそ れがあることから, 法 5 条 3 号に該当す るため不開示とし た。	
	6 8	5 枚目の一 部	自衛隊の組織及び編 成に関する情報であ り, これを公にする ことにより, 自衛隊 の態勢が推察され るとともに, 自衛隊 の教育訓練に関する 情報であり, これを 公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察 され, 自衛隊の任務 の効果的な遂行に支 障を及ぼし, ひいて は我が国の安全を害 するおそれがあるこ とから, 法 5 条 3 号 に該当するため不開 示とした。	なし
	6 9	6 枚目の一 部	自衛隊の組織及び編 成に関する情報であ り, これを公にする ことにより, 自衛隊 の態勢が推察され, 自衛隊の任務の効果 的な遂行に支障を及	なし

			<p>ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>	
	70	28枚目の一部	<p>個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の緊急時の連絡先であり、これを公にすることにより、有事等の際に攻撃、妨害等の目標となるなど、我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。</p>	なし
文書68	71	2枚目及び4枚目のそれぞれ一部	<p>自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察されるとともに、自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、</p>	なし

			能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
	72	3枚目及び7枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	73	6枚目、8枚目ないし10枚目及び12枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	74	16枚目の	自衛隊の指揮系統、	なし

		一部	通信システム等に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の指揮統制要領，手法及び内容が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	
	75	23枚目の一部	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，特定の個人が識別され，又は特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，自衛隊の緊急時の連絡先であり，これを公にすることにより，有事等の際に攻撃，妨害等の目標となるなど，我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。	なし
文書70	76	5枚目の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり，	なし

			これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書71	77	8ページの 一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書72	78	2ページないし9ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当す	なし

			るため不開示とした。	
文書73	79	2ページ、3ページ及び5ページないし9ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書74	80	2ページないし5ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書75	81	2ページ、3ページ及び5ページないし7ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な	なし

			遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書76	82	2枚目ないし4枚目及び7枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書77	83	2ページないし7ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書78	84	2ページないし9ページ	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、	なし

		ジ及び14ページのそれぞれ一部	これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書79	85	2ページないし9ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書80	86	2ページないし5ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、	なし

			法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書81	87	2ページないし5ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書82	88	2ページ、3ページ及び5ページないし7ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書83	89	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛	なし

			隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
	90	38枚目及び39枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。	なし
文書84	91	2ページないし6ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書85	92	2枚目、3枚目及び7	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、	なし

		枚目ないし 16枚目の それぞれ一 部	これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
	93	21枚目、 22枚目及 び24枚目 のそれぞれ 一部	自衛隊の緊急時の連絡先であり、これを公にすることにより、有事等の際に攻撃、妨害等の目標となるなど、我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	94	25枚目の 一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書86	95	2ページな いし9ペー	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、	なし

		ジのそれぞれ一部	これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書87	96	2ページないし6ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書88	97	2ページ、3ページ、7ページ及び8ページのそれぞれ一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察されるとともに、自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察	なし

			され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書89	98	2枚目の一部	自衛隊の組織及び編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	99	9枚目及び10枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書90	100	5ページの一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、	全て

			これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書91	101	6ページの 一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	全て
文書92及び 文書93	102	5枚目の一 部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，	全て

			法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書94	103	6枚目の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	全て
文書95	104	5枚目の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	全て
文書96	105	2枚目ないし9枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛	なし

			隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書97	106	2枚目ないし7枚目及び10枚目ないし14枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書98	107	2枚目ないし4枚目及び7枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書99	108	2枚目ない	自衛隊の教育訓練に	なし

		し4枚目のそれぞれ一部	関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書100	109	2枚目、3枚目及び5枚目ないし7枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書101	110	2枚目及び3枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそ	なし

			れがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書102	111	2ページないし7ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書103	112	2ページないし5ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書104	113	2ページから7ページまでのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練	なし

			度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書105	114	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	115	38枚目及び39枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，特定の個人が識別され，又は特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。	なし
文書106	116	2ページな	自衛隊の教育訓練に	なし

		いし6ページ及び8ページのそれぞれ一部	関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書107	117	2ページないし7ページ及び10ページのそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書108	118	2枚目ないし7枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそ	なし

			れがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書109	119	2枚目ないし9枚目、12枚目及び13枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
文書110	120	6枚目、7枚目、9枚目及び10枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	121	8枚目の一部	自衛隊の施設の構造・配置等に関する情報であり、これを公にすることにより、当該施設の防御	なし

			能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書111	122	2枚目ないし4枚目，17枚目及び20枚目ないし24枚目のそれぞれ一部（23枚目の写真の顔部分を除く。）	自衛隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	123	16枚目，23枚目，44枚目ないし50枚目のそれぞれ写真の顔部分	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，特定の個人が識別され，又は特定の個人を識別することはできないが，これを公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。	なし
	124	26枚目及	自衛隊の組織及び編	なし

		び36枚目 ないし39 枚目のそれ ぞれ一部	成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
文書112	125	2枚目ないし8枚目、 11枚目ないし15枚 目及び19 枚目のそれ ぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	なし
	126	21枚目の 一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号	なし

			に該当するため不 開示とした。	
--	--	--	--------------------	--